

指定 訪問介護（総合事業）ケアステーションハピネス五戸 運営規程

（趣旨）

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定訪問介護（以下「訪問介護」という）ケアステーションハピネス五戸の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護、要支援及び事業対象者（以下「利用者」という）の認定を受けた方に対し適正な訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 運営の方針は次の通りとする。

- （1）利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- （2）サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことに必要な援助を行う。
- （3）サービス提供にあたってはその提供方法について理解しやすいように説明を行う。
- （4）介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

（名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名 称 ケアステーションハピネス五戸
- （2）所在地 青森県三戸郡五戸町字姥堤3 4 番 1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者 1人 （常勤）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）サービス提供責任者 1人以上 （常勤）
利用者の申し込みに係る調整、技術指導、訪問介護計画の作成を行う
- （3）訪問介護員 2.5人以上 （常勤・非常勤）
指定訪問介護にあたる。

（営業日おとび営業時間）

第6条 事業所の営業日・営業時間・サービス提供時間は、次の通りとする。

- （1）営業日 年中無休
- （2）営業時間 7：30～18：00
- （3）サービス提供時間 8：00～17：45

（訪問介護計画の作成）

第7条 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成する。

- 2 作成にあたっては居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 訪問介護計画はその内容について利用者又は家族に対して説明し利用者の同意を得、交付する。
- 4 従業者は訪問介護計画に沿ったサービスの実施及び記録を行う。
- 5 サービス提供責任者は、当該訪問介護計画の実施状況を把握し、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うものとする。

(訪問介護の内容)

第8条 訪問介護は次の通りとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施範囲は次の通りとする。

- (1) 五戸町

(利用料その他の費用の額)

第10条 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは負担割合証に応じた額とする。

(同居家族に対する訪問介護の禁止)

第11条 同居の家族に対するサービスは提供しない。

(利用者が訪問介護の提供を受ける際に留意すべき事項)

第12条 対人、対物に危害を加たり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。

- 2 利用者は、事業所の備品等について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚染等した場合には自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払う。
- 3 従業者に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

(緊急時における対応方法)

第13条 サービス提供中に利用者に急変等が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医・救急隊・家族・関係機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(秘密保持等)

第14条 従業者は正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、措置を講じる。
- 3 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情に対する対応)

第15条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付担当者を置く。

- 2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容を記録する。
- 3 内容により保険者等の関係機関に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 事故防止のため定期的に研修を行う。

- 2 事故が発生した場合、必要に応じて速やかに県、保険者、家族に連絡するとともに、受診等必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束の適正化の推進)

第17条 サービス提供中に身体拘束を行った場合は、その理由、態様、時間、心身状況等を記録する。

(虐待の防止に対する対応)

第 18 条 虐待の発生を防止するための対応は次の通りとする。

- (1) 虐待防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し年 2 回研修を行う。
- (4) 適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第 19 条 感染症又は食中毒の発生及びまん延防止の対応は次の通りとする。

- (1) 感染症及び食中毒発生防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し年 2 回研修を行う。

(居宅介護支援事業所等との関係)

第 20 条 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携に努める。

(記録の整備)

第 21 条 事業者は利用者に対する訪問介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(業務継続計画に関する事項)

第 22 条 感染症や災害時の発生において、同一敷地内にある事業所と共同し事業継続計画を策定し合同研修、訓練を行う。

- 2 事業継続計画は適宜、見直しを図る。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 6 回以上

(附則) この規程は、2024 (令和 6) 年 4 月 1 日から施行する。